主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中六○○日を本刑に算入する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上 告理由にあたらない。

弁護人西嶋勝彦、同榎本武光連名の上告趣意第一点のうち、憲法三三条、三四条 違反をいう点の実質は、単なる法令違反の主張であり、憲法三八条二項違反をいう 点は、記録によれば、被告人の捜査官に対する各供述調書の任意性が認められると した原判決の判断は正当であるから、所論は前提を欠き、同第二点のうち、憲法三 一条、三七条違反をいう点の実質は、単なる法令違反、事実誤認の主張であり、判 例違反をいう点は、所論引用の判例は事案を異にし本件に適切でなく、その余は、 単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

弁護人高野孝治の上告趣意のうち、憲法三一条、七六条違反をいう点の実質は、 事実誤認、単なる法令違反の主張であり、判例違反をいう点は、所論引用の各判例 はいずれも事案を異にし本件に適切でなく、その余は、事実誤認、単なる法令違反 の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

弁護人志賀剛の上告趣意のうち、憲法三一条、三七条一項、三八条違反をいう点の実質は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

弁護人白谷大吉の上告趣意のうち、憲法三七条一項、三一条、七六条三項違反をいう点の実質は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、判例違反をいう点は、判例の具体的摘示を欠き、その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

弁護人黒木芳男の上告趣意は、事実誤認の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

なお、所論にかんがみ、職権で記録を調査したが、被告人がAを殺害し、その死体を遺棄したものと認められるとした原判決の認定は、正当である。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年九月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	_
裁判官	関	根	/]\	郷
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江	里口	清	太 隹
裁判官	高	ì+	正	2.